

呉市プラスチック資源等の散乱防止ネットの貸与に関する要綱

環境業務課

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市がプラスチック資源の分別収集を開始するに当たり、呉市が収集する家庭系廃棄物等の排出場所（以下「排出場所」という。）におけるプラスチック資源等（プラスチック資源、可燃ごみ及び不燃ごみをいう。以下同じ。）の周辺への散乱等の防止を図ることを目的とし、予算の範囲内において、排出場所の管理をする者に対し、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年呉市条例第26号）第7条の規定により、プラスチック資源等の散乱防止ネット（以下「ネット」という。）を無償で貸与するため、その手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 ネットの貸与対象者は、排出場所の管理をする者とする。

(貸与枚数)

第3条 貸与するネットの枚数は、原則として排出場所1か所につき1枚1回限りとする。

(貸与の申請、決定等)

第4条 ネットの貸与を受けようとする者は、呉市プラスチック資源等の散乱防止ネット貸与申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、排出場所の所在、重複申請の有無等を確認の上、ネットを貸与することが適当と認めるときは、当該貸与の決定を行うものとし、呉市プラスチック資源等の散乱防止ネット貸与決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(貸与条件等)

第5条 前条の規定によるネットの貸与は無償とし、当該ネットの貸与を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ネットは、清潔に保ち、破損等に注意して丁寧に取り扱い、適正に管理すること。なお、破損等により修繕等が必要となった場合は、貸与を受けた者の費用と責任において修繕等をすること。
- (2) ネットの使用に当たっては、歩行者、車両等の通行に支障がないよう十分配慮するとともに、盗難防止の措置を講ずること。
- (3) ネットを第三者に売却し、貸借し、若しくは贈与し、又は他の目的に使用しないこと。

2 ネットの盗難、紛失、第三者による毀損等が認められた場合は、速やかに環境業務課長に連絡するとともに、市長に事故報告書（別記様式第3号）を提出すること。

(貸与期間)

第6条 ネットの貸与期間は、第4条第2項の規定により通知した貸与年月日から、次の各号のいずれかに該当するときまでとする。

- (1) ネットが破損した場合において、修繕ができないなどの事由により、ネットが使用できなくなったとき。
- (2) 前条第1項各号に規定する貸与条件を守ることができなくなったとき。
- (3) ネットを必要としなくなったとき。

2 前項の規定により貸与期間が満了した場合は、速やかに市長にその旨を届け出て、ネットを返却するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に該当する場合は、ネットの貸与を受けた者の費用と責任において、市長の指示に従い、当該使用できなくなったネットを適正に処分するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットの貸与等に関し必要な事項は環境業務課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年12月19日から実施する。